

入札の告示

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産本部釧路水産試験場告示第1号
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年8月26日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称

A重油 1リットル当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 140,000リットル

(2) 契約の目的の仕様等

JIS分類1種1号

(3) 契約期間

令和4年9月(契約の日)日から

令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

釧路港

(5) 納入方法

納入は原則バージ船によるものとするが、やむを得ず他の方法で納入する際の費用については、乙の負担とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

(2) 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和53年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 釧路市内に本社又は支店等の事業所を有すること。

(5) 給油船舶を保有していること、又は代行給油を行えること。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ消費税及び地方消費税

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)及び(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年8月26日から令和4年9月7日

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

電話番号0154-23-6221

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道釧路市仲浜町4番25号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場会議室
- (2) 入札日時 令和4年9月14日 午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道釧路市仲浜町4番25号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(※1)及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構釧路水産試験場のホームページ(※2)においてダウンロードすることができる。

※1 <http://www.hro.or.jp/>

※2 <http://www.hro.or.jp/list/fisheries/research/kushiro/>

9 送付による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(1リットルあたりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1リットルあたりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(1リットルあたりの単価)とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
- (3) 入札説明の日時及び場所
ア 日時 随時
イ 場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部
イ 所在地 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町4番25号
電話番号0154-23-6221
- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。
なお、物品競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、令和4年8月26日付け令和4年釧路水産試験場告示第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲
- 2 入札に付す事項
 - (1) 契約の目的の名称及び予定数量
 - ア 契約の目的の名称 A重油 1リットル当たりの単価
 - イ 数量 調達予定数量 140,000リットル※ただし、数量については、若干変更する場合があります。
 - (2) 契約の目的の仕様その他の明細 J I S 1種1号
 - (3) 契約期間 令和4年9月(契約の日)日から
令和5年3月31日まで
 - (4) 納入場所 釧路港
 - (5) 納入方法 納入は原則バージ船によるものとするが、やむを得ず他の方法で納入する際の費用については、乙の負担とする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格(物品の購入の資格のうち、業種別に区分した中分類60(車両燃料)に該当する者に限る。)を有すること。
 - (2) 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和53年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 - (4) 釧路市内に本社又は支店等の事業所を有すること。
 - (5) 給油船舶を保有していること。又は代行給油を行えること。
 - (6) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ消費税及び地方消費税
- 4 制限付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(3)(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 令和4年8月26日から令和4年9月7日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午後9時00分から午後5時00分まで
 - イ 申請の方法 別紙「制限付一般競争入札参加資格申請書」に記載の上、当該申請書の添付書類欄に記載されている各添付書類を添えて提出すること。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町4番25号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部
電話番号0154-23-6221
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
北海道釧路市仲浜町4番25号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構釧路水産試験場総務部
- 6 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道釧路市仲浜町4番25号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場会議室
 - (2) 入札日時 令和4年9月14日 午前10時30分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金
契約保証金は、免除する。

8 送付による入札の可否
認めない。

9 契約書作成の要否
要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(1リットル当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1リットルあたりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(1リットルあたりの単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(4) 入札説明の日時及び場所

ア 日時 随時

イ 場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

イ 所在地 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町2番25号

電話番号0154-23-6221

(6) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

入 札 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

住 所
入札者
氏 名 ⑩

住 所
代理者
氏 名 ⑩

住 所
副代理者
氏 名 ⑩

競争入札心得、契約条項その他地方独立行政法人北海道立総合研究機構が示した競争入札の執行条件を承諾の上、下記の金額で入札いたします。

記

契約条項 A重油 1リットル当たりの単価

品 名	規 格	単価（消費税及び地方消費税抜き単価相当額）
A 重 油	J I S 1種1号	1リットル当たり 円

委任状

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

委任者 住所
商号または
名称
代表者名

印

私は、次の者を代理人と定め、次に掲げる権限を委任します。

受任者 住所
(代理人) 商号または
名称
代表者名
(または氏名)

印

1 委任事項

- (1) 入札書及び見積書の提出に関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 物品の購入、その代金の請求及び受領に関すること。
- (4) 副代理人選定に関すること。
- (5) その他付帯事項の一切。

2 委任期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

物品競争入札心得

(総則)

第1条 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道総研を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 無権代理人がした入札

(9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)

(10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札保証金等の返還)

第11条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(落札者と契約を行わない場合)

第13条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道総研に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道総研に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

1 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

3 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第18条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1)入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2)入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

物品売買単価契約書（案）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、燃料等（以下「燃料」という。）の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、燃料を買い入れるものとする。

- (1) 燃料の種類 A重油
- (2) 規格 J I S 1種1号
- (3) 単価 1リットル当たり 金(契約金額)円
上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。
- (4) 契約期間 令和4年9月(契約締結の日)日から令和5年3月31日まで
- (5) 納入場所 釧路港
- (6) 納入方法 納入は原則バージ船によるものとするが、やむを得ず他の方法で納入する際の費用については、乙の負担とする。

（単価の変更）

第2条 甲又は乙は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

（納入及び検査）

- 第3条 乙は、第1条第4号の契約期間中、甲の発注の都度、その指定する期日（以下「納入期限」という。）までに当該発注に係る燃料を納入し、直ちにその旨を甲に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
 - 3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
 - 4 第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、毎月5日までに、前月中に納入した燃料に係る代金額に当該代金額の100分の8に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。（以下「売買代金」という。））を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した月の25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日。以下「約定期間」という。）に甲の理事長勤務の場所において支払うものとする。

（危険負担）

第5条 第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた燃料についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（かし担保）

第6条 甲は、第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しを受けた後30日以内に、当該燃料について隠れたかしを発見した場合には、乙の負担において、これを代品と取り替えさせることができる。

（履行遅滞）

- 第7条 乙は、納入期限までに燃料を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに

帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第3条第3項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる時にあっては、当該合格しない燃料の検査に甲が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る燃料の売買代金につき年5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。

4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。この場合において、甲が乙に対し口頭又は文書で売買代金を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。

（権利又は義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合

(2) 乙又はその代理人から契約解除の申出があった場合

(3) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲に対し、甲乙協議して定めた額を賠償金として支払わなければならない。

第10条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第11条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第11条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第11条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の引渡しを受けた物品の売買代金の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない物品の売買代金に係る賠償金については、当該物品の売買代金が確定した都度、前項の規定中「毎月の引渡しを受けた物品の売買代金の合計額」とあるのは「毎月の引渡しを受けた物品の売買代金」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

5 甲は、乙に対する支払金の債務があるときは、第1項、第2項及び第3項の賠償金と相殺することができる。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第13条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市北区北19条西11丁目
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小高 咲 
（担当部局：水産研究本部釧路水産試験場）

乙 住 所
氏 名 

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

申請者
(郵便番号) (—)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号 ()

令和4年8月26日付けで入札告示のありました次の契約に係る入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件のすべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 契約名

令和4年度試験調査船北辰丸用燃料の購入契約（A重油の単価契約）

2 添付書類

- (1) 石油製品販売業開始届（写し）
- (2) 給油船舶保有を証する書類（写し）又は船舶給油代行契約書（写し）
- (3) 北海道競争入札参加資格審査結果通知書（写し）
- (4) 納税証明

【支店等】

(郵便番号) 住 所	(—)
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	

※上の欄は、釧路市内に支店等がある場合に記入してください。